

# 村政の動き

## 中山間連携遊休化農地解消事業について

西粟倉村では、適正な管理が行われている農地がある一方で、一部の農地が高齢化、管理者不在などの理由により遊休化しており、景観や害虫、獣害など近隣への悪影響が心配されています。村ではこのような農地を復旧し、今後継続的に管理していただくことが急務であると考えており、その解決を行うための補助事業として、新たに平成20年度に『中山間連携遊休化農地解消事業』に取り組みます。

既に行われている中山間地域直接支払とも連携した事業になっていますので、遊休農地をもたれている方、近所に遊休農地がありこれを解消したいと思われている方は、ぜひ活用してください。

まずは、農地が所在する中山間地域直接支払の集落協定代表者にご相談ください。

### 1. 遊休化農地とは？

概ね5年以上管理されていない台帳地目が田の農地で放置により荒廃し地域の景観や農地管理に支障を来すと認められる農地をいいます。

### 2. 中山間連携遊休化農地解消事業補助金とは？

遊休化農地を解消することにより、上のような地域の農地の状況を改善することを目的とし、これを行う、集落協定に対して補助金を交付する制度です。

### 3. 補助金額は？

①管理農地とする場合 1m<sup>2</sup>当たり15円（10a 15,000円）

※管理農地とは？ 遊休化が解消され、耕耘及び畦草刈などの基本的な管理を行なわれた農地をいいます。

②作付農地とする場合 1m<sup>2</sup>当たり25円（10a 25,000円）

※作付農地とは？ 遊休化が解消され、耕耘及び畦草刈などの基本的な管理の他、農作物、景観作物が作付された農地をいいます。

### 4. 条件は？

#### ①交付対象者

遊休化農地管理者からの要望を取りまとめた集落協定代表者です。

※当補助金は集落協定代表者が受けた後、遊休化農地管理者に配分することができます。

#### ②交付対象農地

集落協定に加入していない遊休化農地であること

#### ③その他の条件

(1)所有者以外の者が遊休化農地管理者になる場合、5年以上の賃貸借権または使用貸借権を農業委員会の許可を経て設定すること

(2)当補助金申請と同時に田が所在する地域で集落協定に参加すること

(3)初年度において、刈り取り・耕耘などにより遊休化を解消し、水田の機能を回復すること

(4)次年度以降において、集落協定における規定により、耕耘・畦草刈などを適正に行い、水田の機能を維持すること

(5)遊休化農地管理者は、遊休化解消後5年以上田を適正に管理すること

※取り組みを希望される方は、4月30日までに集落協定代表者に要望書を提出してください。

問い合わせ先：西粟倉村 産業建設課（☎279-2111）